

渋谷氏の西遷と惣領制：特に入来院氏を中心として

高橋, 暢 / TAKAHASHI, Mitsuru

(出版者 / Publisher)

法政大学史学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政史学 / 法政史学

(巻 / Volume)

21

(開始ページ / Start Page)

59

(終了ページ / End Page)

71

(発行年 / Year)

1969-03

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00010832>

渋谷氏の西遷と惣領制

— 特に入来院氏を中心として —

高 橋 暢

序

鎌倉幕府は承久の変を境にして多くの東国御家人を西遷させた。彼等の大部分はいわば中小領主級の地頭層であったが、西遷することにより一段と飛躍し、その中には南北朝内乱・室町・戦国期を通して存続したものもかなりみられた。西遷した御家人は、武蔵・相模国に本貫をもつものが圧倒的に多かった。⁽¹⁾そこで本稿では、相模国高座郡渋谷庄に勢力をもち、北薩摩地方一帯に入部した渋谷一族についての考察を試みることにする。しかし渋谷一族全体については史料上制限があり、特にその中でも、入来院の地に入部した入来院氏に焦点をあててみたい。

入来院・及び入来院氏についての研究は、朝河貫一の入来文書の出版以後急速に進展し、⁽²⁾領主制の問題としては多くの中世史研究者によってとりあげられている。⁽³⁾それに反して、惣領制の問題として扱った論文はほとんどない。この意味においても渋谷氏に

おける惣領制の問題を多少とも究明できれば幸いである。

注

(1)

武蔵国熊谷郷—安芸国三入庄—熊谷氏
相模国大友郷—豊後国——大友氏

同 土肥郷—安芸国沼田庄—小早川氏

同 山内庄—備後国池毗庄—山内首藤氏

同 渋谷庄—薩摩国——渋谷氏

(2) 朝河貫一博士は、一九二五年(大正十四)に、「入来文書」百五十五通を整理して日本語原文のまま出版し、ついで一九二九年(昭和四)には、「入来文書」の英語・註釈・解説を完了し、それを

“The Document of Iriki. Illustrative of Development of the Feudal institution of Japan. Translated and edited with Japanese texts.”としてこれに附するに前記の原典(日本文文書)を加えた。京口元吉「朝河貫一博

士と入来文書」(史観四六)

(3) 西岡虎之助「中世前期における荘園的農村の経済機構」(荘園史の研究下巻二)

永原慶二「中世村落の構造と領主制」(中世の社会と経済)

工藤敬一「辺境における『在家』の成立とその存在形態」(中世社会の基礎構造)

郡山良光「在家体制より門体制への移行」(日本歴史二〇四号)

佐川弘「中世入来院領における在地構造変質」(史学雑誌七四編四・六号)

阿部猛「中世荘園の展開」(中世日本荘園史の研究)

五味文彦「領主支配と開発の展開」(史学雑誌七七編八号)

一、東国における渋谷氏

渋谷氏は相模国高座郡渋谷庄に本貫をおく御家人であった。同氏の祖は高望王の第六子平良文であり、武蔵守となつて村岡の地を開拓し、村岡五郎と称したことに始まる。⁽⁴⁾渋谷氏の相模国来住については未だ確固たる見解がない。吾妻鏡治承四年八月九日の条に「渋谷庄司重国感秀義勇敢之余・令之留置之間・住当国既送二十年畢」とある。又新編相模国風土記稿には「重国は渋谷の庄司にて祖父六郎基家武州秩父を去つて、始めて此地に住せしと云う⁽⁵⁾」とあるが、基家は荏原郡河崎を領して河崎冠者と称しており、その子重家も河崎平三太夫を称した。⁽⁶⁾これらの事実から判断すれば重国の時に渋谷氏の相模国移住があつたと考えられる。次に「渋谷

谷」なる名字の由来であるが、高座郡渋谷庄は、彼等の移住する以前から「渋谷」と呼ばれており、その地名を名乗つたことは確実である。⁽⁷⁾

今日高座郡渋谷庄を中心する渋谷氏の系図は残存していない。吾妻鏡の中にみられるのは重国の次男高重の系統下の者であり、惣領家の太郎光重―重直系統下の者はあまりみることができない。渋谷氏は重国の時よりその付近に勢力を伸張していった。現在でも渋谷氏の一族である吉岡・早川・石川・飯田・大谷・曹司・落合などの地名が残っている。これにより渋谷氏とその一族が高座郡一帯をほぼ占拠していたことが理解できる。しかし渋谷氏にとってすべてが順調にいったわけではなかった。建保元年⁽¹¹⁾(一二二三)の和田の乱では、一族の者八名がこれに加担していた⁽¹⁰⁾。承久の変においては光重の四男重諸・六男重貞が戦死している。この苦境の中で宝治元年⁽⁹⁾(一二四七)惣領家である光重は三浦泰村の乱に連坐した千葉秀胤のあとをうけて、薩摩国島津庄寄郡の惣地頭に任命された。光重の六人の子息のうち、太郎重直は本領渋谷庄に留り、五人が翌年薩摩国へ下向した。⁽¹¹⁾薩摩国での彼等は、それぞれの在地名を名乗つた。即ち、次郎実直は東郷氏、三郎重保は祁答院氏、四郎重諸は鶴田氏、五郎定心は入来院氏、六郎重貞は高城氏の祖となつた。⁽¹²⁾

(4) 渋谷区史 一六七頁

(5) 新編相模国風土記稿卷之五十九・高座郡巻之一

(6) 渋谷区史 一六八頁

(7) 渋谷氏の相模国移住について、杉山博氏は「相模国高座郡

渋谷庄について」(史苑二三―三)の中で、重国が開発領主であつたとし、渋谷氏は相模国渋谷庄に來住したのでその地名をとつて渋谷氏と名乗つたと考えられるとしてゐる。一方、「入來町誌」によると、渋谷氏が來住したので渋谷となつたとしている。これについては、後に渋谷氏が薩摩國へ西遷した時にその地名を名乗つてゐる事実から考へても、杉山氏の見解の方が妥当であらう。

(8) 高重の妻は、横山時重の娘であつた。杉山博「前掲書」

(9) 吉岡・早川はともに綾瀬町の大字であり、石川は綾瀬町地内、落合は同町の大字深谷の小名・曹司は早川の小事祖師ヶ谷・大谷は海老名町大谷である。(渋谷区史二〇七頁)

(10) 吾妻鏡建保元年二月十六日の条、同五月六日の条

(11) 入來院氏系図「以相伝所領頒讓數子、令惟太郎本国、二郎以下兄弟五人、皆下向薩州之所領」

(12) 入來院氏系図、但し、四男重諸、六男重貞は戦死してゐるので、薩摩國へ入部したのはその子息達であつたと思われる。

二、鎌倉期における相統形態

北薩摩地方に入部した渋谷氏の中で追究可能なのは、入來院の地に勢力をもつた定心の系統である。定心には五人の男子と四人の女子があつた。そのうち明白なのは、明重・重經・重賢の後裔である。定心はこの地に地頭職を獲得する三年前の寛元三年(一二四五)、彼の子息達に対して置文を作成・配分した。そして入來

渋谷氏の西遷と惣領制(高橋)

院へ入部後、これを書き改めた。建長二年(一二五〇)十月二十日付のもであり、しかもこれが二つある。⁽¹⁵⁾この二つの文書は字句の点で多少の異同がみえるが、内容は同一である。又寛元三年の文書と建長二年の文書を比較してみるとあまり大きな変化はみられない。ただ後者に、入來院における公事定田がつけ加えられたことと

一京都大番事、子息等四人か公事の田數分限ニしたかひてつとむへし

一子息等の中・いかなる事ありとん、よるましき人のもとへより、はちをかへりミすふるまう事あらへ、のこりの兄弟同心ニなりて、件のやしきをへ、上まで申さずとん、はいふんしてしるへし

とが省略され、

一於領家國司兩方御公事者、以入來院七拾五町田數、可令勤仕也
一子息等中自此所領得替事出來者、勘合殘田數、就于得田、於三郎明重之沙汰、御公事可令支配、於得替所者、不可勤者也
の二つの事項が加えられている。これらの記載は、渋谷氏が惣領制をとつてゐたことを示すものであるが、この段階における惣領の権限がいかなるものであつたかについては検討の余地がある。

一女子にゆつるさいけ田畠へ、件女子はうこすきたるふたうあらん時へ、子息よりあいてこの事へ一定かとよくよくたつね

(下略)

あるいは建長の置文では省略された前述の置文の中にも「のこりの兄弟同心になりて」という記述がみられる。このように、「子

息よりあひて」、「兄弟同心になりて」等の語を見出すことは、そこに強力な惣領権を認めることができない。又所領の配分と公事定田をみると次の表のようになる。

	大 功	大 類	河 会	入 来	打 鈍	合 計	公事定田
明 重	町反歩	町反歩 9.	町反歩 17.4	町反歩 18.7.180	町反歩 3.	町反歩 48.1.180	町反歩 7.4
重 経	10.4		2.3	18.7.180		31.4.180	4.7.180
重 賢			4.	18.7.180		22.7.180	3.
重 純			7.5	10.4.270	3.	20.9.270	3,1
六郎次郎				8.2.270		8.2.270	1.2
範 幹				2.		2.	
合 計	10.4	31.2	31.2	77.	6.	133.6	19.4.180

建長二年渋谷定心置文により作成

この表による所領配分からみても惣領明重は四十八町余りの所領を譲与されており、全体的には他の庶子をはる凌駕しているが、入来院における配分をみれば明重・重経・重賢の三者は均等である。この事実が明重の惣領としての地位は認められるとしても、ある程度の共同知行的要素を認めないわけにはいかない⁽¹⁶⁾。又置文の中にみられる、庶子の違背行為は一族内で処理されるべきであるとの規定の存在も「子息等」の共同行為とみるべきであって、惣領の単独行為ではない。これらの意味で定心の置文から考察する限り、この時期における渋谷氏には、まだ強力な惣領権は認められず、惣領を中心とする共同知行的段階であったと言える。

以後の入来院氏の相統形態を眺めると、明重の後公重が惣領となったが⁽¹⁷⁾、その譲状に残存しない。また有重・致重・重尚の庶子は、それぞれ蒙古合戦で戦死している⁽¹⁸⁾。有重には子息なく、所領は生前に甥の重基が相統した⁽¹⁹⁾。致重には二人の女子があったが、彼の死後両者の間に相論が展開された。その結果、正応四年⁽²⁰⁾（一二九一）八月二十八日付の関東裁許状をもって和与が成立した。辰童女は重氏、弥陀童女は入来院重基の妻となっており、結局この所領は、入来院氏、重賢流に吸収されてしまうのである。

重賢には三人の男子があった。彼は嫡子重継と二男重世に所領を譲与している⁽²¹⁾。三男重村については系図に「兄重継之養子」とあり、しかも重世には子息がなかったので、重継と重世の所領を受継ぐことになる。そしてその子重氏は致重の女辰童女を迎え、その所領を父重村の所領に加えたのである。

入来院氏系統下の最大の庶子家は寺尾氏である。寺尾氏は重経⁽²³⁾に始まり、相模国寺尾村を本領とした。重経には重通、为重(重員)・頼重の三人の子息があったが、重通のみ妻妙蓮からの出生であつたため、建治三年(一二七七)四月、重経は、「背定仏命」の理由で二人を義絶に処した。義絶に処せられた为重は幕府にその取消しを要求し、幕府でも使者を遣わし、許すようにとの意志を伝えてきたが、重経はこれを拒否した。重経の死後も妙蓮・重通と为重の間で争いは継続されたが、为重は奥州へ下り、重通側への勝利に帰した。

為重との相論の結果勝利を得た重通は、寺尾氏の惣領としての地位を築いた。しかし譲状が残存していないため、詳細な所領配分については不明である。ただ「渋谷別當次郎丸追進状并具書案」によると、重通は所領塔原を南北に分け、北方を惣領分として重貞に、南方を庶子分として惟重に譲与したが、重貞は惣領職を惟重に譲ったため、惟重は南北を一円知行することになった。しかもし惟重の没後、その所領をめぐり、重広とその子別當次郎・重名の間に元亨三年（一二三三）から元徳元年（一二二九）にわたって相論が行なわれている。その結果、幕府は重広・重名の注進狀分（30）に基づき、寺尾氏の八名に対し、個別に安堵状を与えた。寺尾氏（31）

再び入来院氏に目を転ずれば、公重のあと長徳丸へと惣領は伝えられていくが、長徳丸早世により弟の重基がこれを相続した。彼は、「嚴親靜円及叔父性善之所領、重基相傳之、且又重基妻、叔父道善之女也、故道善之遺領半分兼帶焉」と多くの所領を獲得した。ところが一時、「定円所令知行之处、舍弟次郎三郎入道定重不慮之外押領間」なる事態があったが、康永二年（一三四四）六月、「定重死去」により所領は再び重基の手に戻った。

光重

重貞 定心 重諸 重保 実重 重直

女子 女子 女子 範鞞 重賢 重經(寺尾氏) 明重^② 女子 重純

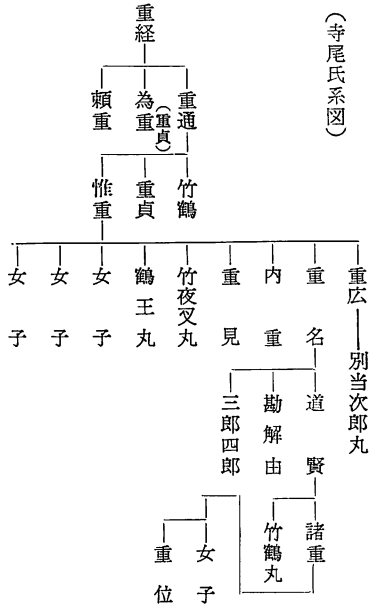
重村 重世 重継 重村 重氏 女子 重尚 静重 致重 有重 篤重 重高 公重 長徳丸

女子 女子 重文 重興 重勝 女子(岡元氏) 女子(重基室) 女子(重氏室)

女子 虎一丸 重頼^⑦ 重長^⑧ 重基^④ 重勝^① 重門^⑤

- (14) 入来院家文書 八〇
- (15) 同 五三・五六
- (16) 豊田武「惣領制と幕府法」(文化二八〇一)の中で、鎌倉時代を通して本領を諸子の有力者に均分に相続するという慣行は依然として行なわれていたと述べられているが、この入来院氏の場合もその一例として考えてよい。
- (17) 文永七年、塔原と市北野の堺論争において寺尾重經と共に公重が、塔原入道、市比野四三郎あて連署和与状を書いている。入来院家文書 六四・八九
- (18) 入来院氏系図 有重「弘安四年辛巳六月廿九日、与蒙古戦筑前之海上奮武威、遂被中賊矢而死」又致重、重尚については「兄有重同時戦死」とある。
- (19) 入来院家文書 九〇
- (20) 岡元家文書 五
- (21) 同 一・七
- (22) 入来院氏系図「重基入道定円養重勝、為嗣子」
- (23) 寺尾氏系図(入来院文書)
- (24) 入来院家文書 二二三〜四
- (25) 同 二二三〜五
- (26) 同 二二三〜一二・七九・二二三
- (27) 寺尾家文書 六〇一
- (28) 惣領職は鎌倉前半期にはみられず、後半期になって史料の上にあられる語である。河合正治氏は、「鎌倉武士団の

(寺尾氏系図)



- 構造」(岩波講座日本歴史・中世一)の中で、鎌倉後期になるとその象徴的表現である一族の惣領職という觀念が形成されてくる。(二五四頁)惣領職は一族の統制権を象徴的に表現したもの、「領主制の進展と惣領制」(日本歴史一六五号)とも述べていられる。ここにみえる惣領職の語も、河合氏の論じられた如き意味をものものとする故に当然そこに寺尾氏独自の惣領制があったことを意味する。
- (29) 寺尾家文書 三・四・六
- (30) 清色龜鑑 七
- (31) 入来院家文書 八四・九八
- (32) 同 五四
- (33) 入来院氏系図
- (34) 入来院家文書 五二

三南北朝・室町期における相統形態

入来院氏は鎌倉期を通して当初所領の分割はあったが、実際的には寺尾氏と岡元氏を分出しただけであった。そして重基の時に南北朝の内乱に突入した。重基には子息なく、岡元氏より重勝を養子として迎えた。⁽³⁴⁾重勝は重基よりその大部分の所領を譲与された。⁽³⁵⁾そればかりか実父岡元重知からの所領及び母堂顯心からの所領もあつた。⁽³⁶⁾結論的には、重勝との養子縁組により、寺尾氏の分を除き、定心系統下の所領は大体入来院氏の手中に帰した。ここに貞和五年（一三四九）六月十三日付の重勝の置文がある。⁽³⁸⁾

置文条々

(重勝)

一子息席松丸・舍弟席一丸兩人譲与所領事、四至堺見本証文矣

一諸御公事任先例そのさたをいたすへし云々

一定円・顯心のおきふみにまかせて、そのむねをそんちすへし

次庶子等事、北方ニおきてハ席松かはからひたるへし、南方おきてハ席一かはからひたるへし矣

一席松無子孫者、席一仁つくへし、席一無子孫者、可持席松云々

一女子仁においては寺町寺箇所寺期分もつへし、兩人分同前

一於養子者、少分もゆつるへからず

一雖有帶重勝讓狀族、惣領并二郎北南於面々ゆつりあたふるもの也、於此内有対論族者、重勝跡於不可知行云々

(下略)

以上の六つの事項より成立している。我々はこの置文から惣領制の大きな変質をみることができる。即ち、四番目と五番目の事項

洪谷氏の西遷と惣領制（高橋）

は、所領分割に対する懸念と家内で所領を受継いでいこうとする重勝の意志を読みとることができる。又これらの六つの事項のあとに「右、於二人跡者、守器用仁一人仁ゆつるへし、其外者一期分たるへし」と記述されていることは、惣領による単独相統制へ大きく接近したことを示すものであるが、一期分の規定の存在は完全な意味での単独相統制の開始ということではない。

重勝のあとをうけて入来院氏の惣領となつたのは重門である。

重門は南北朝内乱において入来院氏惣領として活躍するが、建徳二年（一三七〇）十月十五日付の讓狀により「薩摩国入来院内清色北方」をはじめとして十五箇所を重頼に譲与している、しかもこの讓狀には「重門以後所領之事、雖有数輩之兄弟、守其器用、惣領一人仁一所ヲモ不殘可譲与也、若背此旨、所領ヲ於分与数子之輩者、不可有重門之子孫云云、如此定置上者、若万一ニモ所領ヲ雖分譲、任此狀之旨、於惣領一人之計、押而可令知行者也」⁽⁴⁰⁾とある。そしてこれ以後の入来院氏における讓狀はことごとく、この形式で受継がれていくのである。即ち、この時点においてはもう一期分の規定は存在しない。完全な意味での惣領による単独相統制が開始されたのである。

次に分割相統の結果、小領主化してしまつた寺尾氏はどうなつたであろうか。寺尾氏にあっては、惟重遺領の争いで惣領としての地位を獲得した重広・別当次郎丸の系統については残存する史料がない。そこで相統争いに敗れた重名の系統について、その所領相統の経過をたどってみる。

重名なきあと惣領の地位にあつたのは道賢である延文五年（一

三六〇) 重名は惣領道賢に入来院内塔原の所領と肥前佐嘉領下莊内十郎丸名、そして入来院塔原浮免田六箇所⁽⁴¹⁾を、又同年八月、孫竹鶴丸に高城郡郷内の四箇所、入来院塔原四箇所と浮免田六箇所を譲与している。それより先、同年二月には、後家ときと⁽⁴²⁾道賢にも所領を譲与しているが、それぞれ「いちこのとちへ、たうけんのかたにわたすへし」との規定がある。道賢はそれらの所領を惣領諸重に譲与した。女子虎御前にも一期分として三段を与えているが、それも一期の後には当然惣領諸重の手に戻るべきものであった。諸重は庶子の「たまちのすけ」にも所領を与えているが「もしたけ王丸にそむきあらん時ハ、かのしよりやうハ、たけ王丸ちきやうすへき」との条件がついている、諸重の譲状は、応永二十三年(一四一六)九月五日付のものがある。この譲状によると、子息重位丸に入来院塔原の所領を与えている、但し「もしちよわうふりよのしさいも候て、しそんたえ候時ハ、あねひわきとのゝ女しやうの子ともの中ニ、ちきやうすへし」とある。⁽⁴⁷⁾しかし譲与されたのは諸重の全部の所領ではなかった。「幼少之時、親父諸重討死候ニよて諸重之所領等之譲状もなく候と承候」という事情であった。

寺尾氏の所領相続に関する史料はこれで終る。以上の考察によつて明らかなように、寺尾氏自体がまた分裂したが、小規模ながらも形の上では惣領制の体制をとっていた。しかし時代が下るにつれて、独立することは不可能となり、入来院氏に従属し、その被官となる。この事實は、

(重名)
任御親父之讓旨、御知行之事存知仕候了、若於此内違乱妨之時

者、不甲斐候、可加扶持申候、仍状如件

永徳三年十二月廿四日 重頼(花押)

(共谷道賢)
向弥太郎入道殿

と道賢が重頼から所領を安堵されていることから推測されよう。

(34) 入来院氏系図「定圓無嗣子、故養重勝連統当家、実孫五郎重知之嫡子也」

(35) 入来院家文書 五二・六五・六八・六九

(36) 同 五九

(37) 同 四八〜二

(38) 同 六〇

(39) 中田薫「法制史論集Ⅰ」(中世の財産相続法)に、中世処分者が自己の財産をその男女に分配するや、死後における扶養料として妻にも若干の所領を分与することあり、これを後家分と云う。而して此後家分は、通常後家一期(一生)を期間として譲与されるものにして、所謂一期分なりとす。独り後家分のみならず女子に譲与する所領も亦多くの場合には此一期分なり(二二四頁)とある。

(40) 入来院家文書 八三

(41) 寺尾家文書 一七〜一九

(42) 同 二一

滑色亀鑑 一五・一六

(43) 寺尾家文書 一五・一六

(44) 同 二七・二八・二九・三〇

(45) 同 三一

(46)	同	三二
(47)	同	三四
(48)	同	三五

四、渋谷氏における一族意識

以上で相模国から北薩摩地方入部以後、南北朝、室町期に至る渋谷氏―主に入来院氏―の相続形態の大体の推移は理解できたので、視点をかえて、一族意識という観点からの考察を試みたい。

ただし渋谷氏の薩摩国入道部以後の五宗相互の族的結合に関する史料は十分でないので、本稿では入来院氏系統下の人々の動きを中心としてとらえ、そこから渋谷一族の動向を探りたい。

渋谷氏は地頭級の領主層であり、入部に際しても一族の五人の者がほぼ同時に西遷した、しかも前述の如く、初期にあつては惣領制の体制をとりながらも、惣領が強力な統制力を有するというより、むしろ共同知行的色彩が濃厚であつた。又本領相模国には太郎重直の系統があり、「渋谷」氏という範疇にあつては、薩摩国における諸氏はあくまで庶子の地位にあつたと考えられる。それ故、彼等は自己の所領の上にあつては独立・対等の関係にあつた。そこには宗家惣領の地位にある者は存在しなかつた。⁽⁴⁸⁾そして薩摩国と相模国という距離が次第に両者を疎遠化させたいと考えられる。

西遷した渋谷氏相互の意識を問題にする場合、文書の中にあらわれてくる用語を分析することによりある程度の解答を得られると考える。⁽⁵⁰⁾つまり入来文書の中にある「一族」の語のほか、「一

渋谷氏の西遷と惣領制(高橋)

門」・「一類」・「渋谷人々」・「親類」といった語がどのような共通性をもつて使用されているかを検討することにより、彼等が意識した範囲が明確化される。

「一族」の語は、特に南北朝内乱期における軍勢催促状・軍忠状の中に多数みられる。この一族の範囲を明確化する史料として、「渋谷定圓⁽⁵¹⁾基外六名連署和与状」がある。その中に「以一族一同之儀」とあり、署名している者の中に東郷重親の名がある。即ち、東国から西遷した五宗の人々を一族として扱っていることが理解できる。

「一門」の語であるが、この語については寺尾惟重遺領をめぐる争いで、重名によって提出された陳状の中で「重広妾女腹仁先立儲男女数子之間、別当次郎⁽⁵²⁾者、⁽⁵³⁾一門渋谷河内太郎女子腹之子」と高城氏の河内太郎を一門としている。つまり一族と同じ意味ということになる。⁽⁵⁵⁾又「渋谷人々」の語も、同様の意味と解してよいであろう。

「館」の語は、南北朝内乱期における後村上天皇編旨の中にみえる⁽⁵⁶⁾和歌森太郎氏によれば、この言葉は、元来大きな屋敷という意味であるが、これは族長を意味したとされ、大塔宮令旨の中に「熊谷小四郎館」という記載があることを示しておられる。⁽⁵⁷⁾しかしこれも南朝側からだけのものであり、普遍的な例としては適用しがたいが「渋谷美濃守館」、「渋谷能登守館」との記載は、重勝あるいは重門が入来院系統下の惣領として認められていたことを示すものである。⁽⁵⁸⁾但しこの語は渋谷氏自身の意識を示すというより、中央政府の使った特殊の用法と考えてよいであろう。

又時代はずっと下るが、「一家」なる語もあらわれてくる。⁽⁵⁹⁾この語は一族より日も狭い意味に用いられている。

次に惣領を中心とする一族の結束についての問題である。惣領にとつての最大の任務は、関東御公事と軍事統率権の把握である。関東御公事については当時の譲状には必ず銘記される事項であり、惣領が所領の分限に随つて庶子に配分し、徴収して、幕府に納付した。又庶子が滞納した時は、惣領が代つて納付することが通例であつた。渋谷氏においてもこの型はすでにみられた。

軍事統率権であるが、これについては、軍事統率権は元来惣領には存在せず、家督にそなわつたものとする見解がある。⁽⁶⁰⁾しかし中世においては、惣領と家督の概念が同様に使用されたと考える故に軍事統率権を家督の固有の権限とすることには疑問をもつ。羽下徳彦氏も、吾妻鏡建長二年十月七日の条の、「於向後、若随守護之催、若属一門上首可勤之」との記載により、大番役勤務命令は、守護を通じて御家人に伝えられる場合と、幕府から直接命ぜられる場合があるが、前述の史料はそれを裏付けるものであるとしている。それと同時に、「一門上首」を惣領と記していることを指摘している。ここに惣領に軍事統率権があることが明確化されれば、鎌倉・南北朝・室町期における惣領を中心とする一族の結束が理解できる。

軍事統率権という点で渋谷氏についてみる場合、西遷する以前においては、和田の乱など一族の中で独自の行動をとるものがあった。この辺にも渋谷氏における惣領権の弱さが窺える。鎌倉中期におこつた文永・弘安の両役では一族が結集して戦っているが

これをもつて惣領の軍事統率権の強弱を推し測ることはできない。なぜならこの戦いは対外的なものであり、内乱の場合とは全く性格の異なるものだからである。国家の運命を左右する戦いである故、惣領を中心にして一族の者が結束して参加したのは当然である。

一族意識と惣領の軍事統率権の把握の状態がいかなるものか知り得るのは、やはり五十余年続いた南北朝内乱の時期である。この問題を解決する一つの手掛として、軍勢催促状に注目すべきであろう。軍勢催促状は一族の有力者、宗たる者に発せられるものであるが、⁽⁶²⁾入来院氏の惣領に宛てた軍勢催促状には、多くの場合「相催一族」「相語一族」との用法がみられる。即ち、軍勢催促状を受けた主体、つまり入来院氏の惣領が一族を相催するのであり、この点から考えれば当然惣領が軍事統率権を有していたことは明白である。これに対して、庶子家にあたる寺尾重広や岡元重興に對しても軍勢催促状は発せられているが、入来院氏惣領に宛てたような記載はみられない。ただここで注意すべきことは、一族の考え方である。前述の如く、一族の語は五宗全体をも意識するものとして理解したが、この場合、入来院氏惣領の把握できたのはあくまで入来院氏系統下の庶子家であつた。この事實は、渋谷氏における宗家惣領不在を示すものでもある。結局中央では渋谷氏を五宗全体で一族として認識していたが、各家が独立していたために、軍勢催促状を発する場合には、個々の家に宛てて出さざるを得なかつたのである。

南北朝内乱期における渋谷一族の動向を探るには彼等に発せら

れた軍勢催促状、軍忠状、感状などを検討することにより大体の推測は可能である。⁽⁶³⁾そこにあられる状態は、他の中小武士団と同様に終始一貫した行動は認められず、変転の様子もわかるし、一族の中には別行動をとる者も出現している。ただ渋谷氏の場合、相良氏のように一族の者がはつきりと対立する型ではないことが一つの特色といえよう。⁽⁶⁴⁾

軍事統率権以外で一族の結束、あるいは一族の意識を示すものには祭祀がある。⁽⁶⁵⁾武士団の祭祀には神事頭役割制や神事番直制がある。頭役が武士団に及ぼされる例は多く、鶴岡八幡宮、出雲大社および諏訪神社の祭祀は鎌倉幕府の強力な支持があったために多くの御家人を頭役に服させていた。⁽⁶⁶⁾

渋谷氏においても当然これに相当するものがあつた。寛元三年・建長二年の定心置文には、それぞれ「鎌倉御神事之時、舍人出立事、一向三郎かいとなミにてあるへし」とある。ここに言う「鎌倉御神事」は神事頭役の意味であり、惣領明重がこの任に携さわっていたことがわかる。

又「五所宮まつりの時、もしハ御すりあらん時へ、せんれいをたつねて、ほとにしたかいてそのやくをつとむへし、たいかんすへからす」とある。族的結合の中心として祭祀を考える時、「ほとにしたかいて」その任を一族の者が果たすという精神は、一族を團結させる精神的紐帯となつたことは十分に察せられる。

渋谷氏と同様に相模国から九州へ西遷した大友一族は、宗家大友氏のみならず庶子家である志賀・訥磨氏なども、一族の中心になる氏神をもっていた。この点から推測すれば、渋谷氏において

も一族の共通の氏神を祭る鎮守が存在したと思われる。それが前述の五所宮ではなかつたろうか。

(49) 大友氏の場合に与れば、大友惣領―(庶子) 志賀惣領―志賀庶子というような上下関係を考えた時、大友惣領を宗家惣領とみなすことができる。

(50) 阿部猛「中世日本荘園史研究」四七四―四七七頁で試みられている。

(51) 渋谷氏に関するこれらの語を入来文書の中より抜萃すると次のようである。

入	文書	番号	語	句	年代
4		4	相語一族		正平一九
4		4	渋谷能登守館		正平一九
5		5	渋谷弾正小弼館		正平二二
7		7	渋谷美濃守館		正平六
67		67	一族相論事		元弘二
96		96	相催一族		建武二
123		123	一門他門皆以令存知者也		年月日欠
132		132	親類若党		至徳二
169		169	一族達御同心		年未詳
170		170	御一家中		永和二
171		171	御一族達		永徳二?
172		172	御一家		至徳三
185		185	御一家中人々事		年未詳
190		190	御一家		至徳三

文書	番号	語	句	年代
岡	193	一族中		至徳二?
	197	御一家・御一族		永和二
	199	渋谷人々		年未詳
	201	御一家人々		至徳二?
	213 15	一門		年月日欠
	213 16	一門		年月日欠
	18	一族一同之儀		建武元
	60	一族相共		貞和三
	77	渋谷九郎左衛門尉館		正平一三
	78	渋谷九郎左衛門尉館		正平六
寺	4	一門渋谷太郎		年月日欠
	13	一るひ		延文四
	14	一るひ		延文四
清	7	背一門輩		正中二
	18	渋谷人々		嘉暦三
	19	渋谷人々		建武二
	20	渋谷人々		建武二
	26	渋谷一族等不残一人		貞和二
入 関	27	渋谷一族		貞和二

- (52) 岡元家文書 一八
- (53) 寺尾家文書 四
- (54) 渋谷河内太郎は、高城氏三代の重郷のことで、弘安九年に
は、小式経資、大友頼泰、宇都宮盛房などと共に「鎮西談

議所」の奉行に任ぜられている。相田二郎「異国警固番役の研究」(歴史地理五八巻五号)

- (55) 大饗亮「封建的主従制成立史研究」四九四頁で、一族・一門は共通の始祖から分れた同一血族者であると規定されている。

- (56) 入来院家文書 四・五・七

- (57) 岡元家文書 七八

- (58) 和歌森太郎「中世協同体の研究」六四頁

- (59) 入来院家文書 七・四。又これと同じく岡元家文書 七七・七八で「渋谷九郎左衛門尉館」と、岡元重興に「館」の語が使用されているが、この場合は岡元氏を代表する者としての意味と考える。

- (60) 注五一参照

- (61) 石井良助「日本法制史概説」二五六頁

- (62) 羽下徳彦「惣領制」一〇九頁

- (63) 鈴木英雄「家督と惣領に関する覚書」

- (初期封建制の研究 二九〇頁)

文書	番号	種類	宛 名 人	差 出 人	年 代
入	96 1	軍・催	渋谷重基	足利直義	建武二
岡	20 1	下文	渋谷重陳	足利尊氏	建武三
入	96 2	感状	渋谷重勝	足利尊氏	建武三
入	10	軍・催	渋谷重広	足利直義	建武二

入	入	岡	岡	岡	入	入	岡
20 7 8	9	30	77	78	7	9	28
軍・催	繪旨	御教書	奉書	繪旨	繪旨	下文	感状
洪谷重頼	洪谷重門	洪谷重興	洪谷重興	洪谷重興	洪谷重勝	洪谷重勝	洪谷重興
今川貞世	後村上天皇	足利義詮	修理大夫	後村上天皇	後村上天皇	足利直冬	足利直冬
応安五	正平二二	康安二	正平一三	正平六	正平六	観応二	貞和七

※以後、今川貞世よりの書状は多数ある。しかし今川側に難反した形跡もあり、重頼の行動は一貫性を欠く。

- (64) 相良氏は肥後国人吉庄・多良木庄に所領を得たが、人吉庄の頼俊の系統においては庶子が各地頭職を相伝し、年貢公事納入も別個に行なわれ、政治的にも惣領より独立していた。一方多良木庄の頼氏の系統においては、惣領の庶子へ対する統制力は強かった。南北朝内乱期においては、人吉庄は各家独立の状態で北朝に、多良木庄は惣領の統制の下に南朝に属して戦った。鈴木英雄『惣領制』に関する二
- (65) 豊田武「武士団と村落」一九二頁
- (66) 萩原龍夫「中世祭祀組織の研究」一〇一頁

結　　び

入来院洪谷氏を中心として、鎌倉中期の北薩摩地方への入部よ
洪谷氏の西遷と惣領制（高橋）

り単独相統の開始に至るまでの一族様相を述べてきたが、ここに西遷御家人のある断面が見られたと思う。

洪谷氏は秩父一族につながる典型的な東国御家人である。源氏の失脚、北条氏の台頭と和田の乱、承久の変と波乱にとんだ中央政権をめぐる争いの中に巻き込まれながら、一族が活路を見出したのは、薩摩の地であった。この地に入部した洪谷氏における大きな特色は、一般にみられる東国御家人の西遷とは異なり、五つの家がほぼ同時に入部したという点にある。これは洪谷一族の独自の形態である。そして彼等は、惣領制という形態をとりながら在地を支配していった。洪谷氏における惣領制の一つの特徴をあげれば、一族（洪谷五宗）の上に立つ宗家惣領の存在をみないことである。その原因は一族の規模がほぼ同様であり、力が均衡していたことによる。この点が、大友氏の如き守護級の領主層と異なる点である。

最後に相模国洪谷庄にある洪谷氏と薩摩国における彼等との関係であるが残念ながら入来院文書の中には両者の関係を示す事実を見出せない。それは両者の疎遠化を示す一つの証拠かもしれない。